

公益財団法人前橋市まちづくり公社広告掲載取扱基準

平成23年4月1日実施

改正 平成28年3月23日改正

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、公益財団法人前橋市まちづくり公社広告掲載規程（平成23年一般財団法人前橋市文化スポーツ振興財団規程第21号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(平28・一部改正)

(広告掲載の範囲)

第2条 規程第3条第5号に規定する理事長が適当でないとするものは、次のものをいう。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 消費者金融の広告
- (3) 出資者及び出資金の募集広告
- (4) マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められる広告
- (5) 債権取立て、回収等の広告
- (6) 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体の広告
- (7) 風俗営業及びこれに類似する業種の広告
- (8) 興信所等の広告
- (9) 個人、団体等の意見広告
- (10) 法律に定めのない医療類似行為等の広告
- (11) 人権を侵害するおそれのある広告
- (12) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (13) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (14) 社会的に不適切な広告
- (15) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切な広告
- (16) 公益財団法人まちづくり公社の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (17) 広告主の代表者等の写真を含む広告
- (18) その他理事長が掲載を不適切と認める広告

(平28・一部改正)

附 則

この基準は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月23日改正）

この基準は、平成28年4月1日から実施する。